

## **6. 生活支援に関する施策**

# ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

なお、平成28年度からは、未就学児のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

## ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定都市	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	20か所 (100%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)
中核市	24か所 (57.1%)	24か所 (55.8%)	25か所 (55.6%)	29か所 (60.4%)	29か所 (60.4%)	33か所 (61.1%)
一般市・町村	908か所 (54.0%)	910か所 (54.2%)	876か所 (52.3%)	868か所 (51.9%)	868か所 (51.9%)	856か所 (51.3%)
合計	951か所 (54.6%)	953か所 (54.7%)	921か所 (52.9%)	916か所 (52.6%)	916か所 (52.6%)	908か所 (52.2%)

(注) ( ) 内は、市等における実施割合。

## 利用実績

区分	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	4,195件	413件	4,608件	3,673件	469件	4,142件	3,100件	415件	3,515件	3,241件	321件	3,562件	2,704件	319件	3,023件	2,422件	307件	2,729件
延べ件数	45,404件	8,198件	53,602件	36,899件	7,264件	44,163件	27,946件	5,943件	33,889件	30,221件	6,620件	36,841件	31,640件	6,664件	38,304件	33,427件	6,358件	39,785件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

# 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、その子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

## （１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	678か所	711か所	745か所	773か所	797か所	849か所

- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能
- ※ 平成30年度は変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

## （２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	364か所	370か所	381か所	378か所	398か所	415か所

- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能
- ※ 平成30年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

# ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

※ 平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し、「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施している。

また、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

## 1. ひとり親家庭等生活支援事業

### ① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供等を実施する。

### ② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会の開催等を実施する。

### ③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

### ④ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

## 2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う子どもの生活・学習支援事業を実施する。

## ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)
平成29年度	18か所 (90.0%)	23か所 (47.9%)	857か所 (51.2%)	898か所 (51.6%)
平成30年度	18か所 (90.0%)	37か所 (68.5%)	884か所 (53.0%)	939か所 (53.9%)

(注) ( )内は、市等における実施割合。

## ひとり親家庭等生活向上事業の実績

		平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
1. ひとり親家庭等生活支援事業	①相談支援事業 (相談延べ件数)	23,948件	957件	24,905件	25,398件	849件	26,247件	26,605件	927件	27,532件
	②家計管理・生活支援 講習会等事業 (受講延べ件数)	11,911件	45件	11,956件	12,846件	72件	12,918件	12,379件	52件	12,431件
	③学習支援事業 (利用延べ件数)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	13件	0件	13件
	④情報交換事業 (開催数)	396回			567回			581回		
2. 子どもの生活・学習支援事業 (利用延べ人数)		148,425人			232,600人			258,703人		

(注) 平成28年度及び平成29年度の「①相談支援事業」、「③学習支援事業」及び「2. 子どもの生活・学習支援事業」の数値については、平成30年度の集計を行うに当たって精査を行ったことにより、平成28年度分及び平成29年度分の公表時点から修正を行っております。

(参考) 平成27年度以前のひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等 相談支援事業	11,548 件	142 件	11,690 件	11,718 件	159 件	11,877 件	15,956 件	213 件	16,169 件	18,875 件	640 件	19,515 件	22,690 件	851 件	23,541 件
生活支援講習 会等事業	19,278 件	61 件	19,339 件	17,271 件	62 件	17,333 件	14,372 件	85 件	14,457 件	13,437 件	82 件	13,519 件	12,685 件	238 件	12,923 件
児童訪問援助 事業	821 件	79 件	900 件	676 件	96 件	772 件	1,058 件	143 件	1,201 件	932 件	176 件	1,108 件	488 件	116 件	604 件
学習支援ボラ ンティア事業	-	-	-	638 件	0 件	638 件	11,912 件	545 件	12,457 件	32,730 件	903 件	33,633 件	47,092 件	2,257 件	49,349 件
ひとり親家庭 情報交換事業	495回			435回			430回			346回			366回		

※平成24年度より学習支援ボランティア事業を実施

※各実績は延べ件数を記載

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

# 母子世帯等の住居の状況

## 母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等					不詳
			公営住宅	公社・公団住宅	賃貸住宅	同居	その他	
母子世帯	2,060 (100.0%)	720 (35.0%)	270 (13.1%)	48 (2.3%)	681 (33.1%)	272 (13.2%)	56 (2.7%)	13 (0.6%)
父子世帯	405 (100.0%)	276 (68.1%)	30 (7.4%)	1 (0.2%)	46 (11.4%)	42 (10.4%)	8 (2.0%)	2 (0.5%)

出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

## (参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外の建 物に居住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
			52,298.1 (100.0%)	52,102.2 (99.6%)	32,165.8 (61.7%)	1,958.6 (3.8%)		

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年)より家庭福祉課作成

# 住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

## (1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その住居の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

また、入居者の収入の算定にあたっては、非婚の母又は父についても、寡婦（寡夫）控除の対象としているところ。

## (2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯（現に同居する満20歳未満の子（「子」には孫、甥、姪等の親族を含む）を扶養している方又は妊娠している方を含む世帯）等に対し、新規募集（抽選）における倍率優遇を設定している。

また、一定の要件を満たす子育て世帯等と、これを支援する直系血族等又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯が、機構が指定するUR賃貸住宅又はエリアにおいて近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を5年間5%減額する近居割の措置、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯等に対して、家賃を最大9年間20%（上限2.5万円）減額する措置を行う住宅等を供給している。

## (3) 民間賃貸住宅

平成29年度に、民間賃貸住宅や空き家を活用した子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、セーフティネット住宅の登録促進を図るとともに、登録住宅の改修や居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等の活動等に対する支援を実施している。



# 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

## 施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数	287施設	269施設	256施設	250施設	248施設	238施設	234施設	227施設
入所世帯数	4,366世帯	4,218世帯	3,861世帯	3,975世帯	3,844世帯	3,954世帯	3,820世帯	3,789世帯

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（各年度末）

## 母子生活支援施設の入所理由別入所状況

(単位：世帯)

入所理由	総数	理由					
		夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成24年度	2,526 (100.0%)	1,390 (55.0%)	463 (18.3%)	291 (11.5%)	229 (9.1%)	96 (3.8%)	57 (2.3%)
平成25年度	2,652 (100.0%)	1,442 (54.4%)	463 (17.5%)	358 (13.5%)	219 (8.3%)	77 (2.9%)	93 (3.5%)
平成26年度	2,304 (100.0%)	1,335 (57.9%)	407 (17.7%)	250 (10.9%)	162 (7.0%)	80 (3.5%)	70 (3.0%)
平成27年度	2,278 (100.0%)	1,290 (56.6%)	392 (17.2%)	257 (11.3%)	177 (7.8%)	74 (3.2%)	88 (3.9%)
平成28年度	1,890 (100.0%)	1,048 (55.4%)	332 (17.6%)	230 (12.2%)	153 (8.1%)	70 (3.7%)	57 (3.0%)
平成29年度	1,352 (100.0%)	774 (57.2%)	229 (16.9%)	153 (11.3%)	106 (7.8%)	45 (3.3%)	45 (3.3%)

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」（H15,H23）、「社会的養護の現況に関する調査」（H24～H29）

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合もある。